

報告第9号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月11日提出

渋川市長 星 名 建 市

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和8年1月29日午前11時5分ごろ、渋川市中村700番地3敷地内において、福祉部介護保険課会計年度任用職員が公用車（群馬500む9479）から降車した際、隣に駐車してあった[REDACTED]氏の使用する普通乗用車（[REDACTED]所有者東京都武蔵野市中町2丁目4番15株式会社ホンダファイナンス）の左側面に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月28日

渋川市長 星 名 建 市

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 星 名 建 市

乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費184,585円、レンタカー代235,950円、総額420,535円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

420,535円